

会 員 規 程

施 行 平成 2 1 年 1 2 月 1 6 日

改 正 平成 2 5 年 6 月 2 4 日

改 正 平成 2 9 年 7 月 7 日

海洋資源・産業ラウンドテーブル

会 員 規 程

(目的)

第1条 海洋資源・産業ラウンドテーブル会則第4条にもとづき、会員の種別、入会、会費等に関する必要な事項を次のとおり定める。

(会員の種別および権利)

(入会)

第2条 正会員、団体会員、独立行政法人会員および個人会員になろうとするものは、所定の様式により、会員代表者の記載を含む「入会申込書」を会長に提出し、総会の承認を得るものとする。

2 入会申込書は、事務局で受理し、理事会に提出するものとする。

3 入会申込書の他に、会社概要等事業内容がわかる書類を提出するものとする。

(会員代表者の変更)

第3条 会員代表者を変更する場合は、すみやかに、所定の様式により、「変更届」を会長に提出するものとする。

(会費)

第4条 正会員および団体会員の会費は、年額1口200,000円とする。

2 独立行政法人会員の会費は、年額1口100,000円とする。

3 個人会員の会費は、年額5,000円とする。

4 会費は、複数の口数を納入することもできる。

(会費の納入)

第5条 会費の納入は、原則として、年一回とし毎年度6月末日までに納入するものとする。

ただし、新規会員は、入会后すみやかに納入するものとする。

(退会)

第6条 会員が本会を退会しようとするときは、所定の様式により「退会届」を会長に提出するものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程を改廃する場合には、事務局長が起案し、幹事会を経て理事会へ附議し、その議決を受けるとともに、総会に報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成29年7月7日から施行する。